

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号)						○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号)					
第 1 条～第 7 条 略						第 1 条～第 7 条 略					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
番 号	手数料を徴 収する事務	手数料			摘要	番 号	手数料を徴 収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収 時期				名称	金額	徴収 時期	
1 ～ 5	略					1 ～ 5	略				
6	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物の建築に係る計画の確認若	建築確認申請等手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のときは8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは13,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは19,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは25,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円	申請又は通知のとき	床面積の合計は、次に掲げる区分に応じた床面積について算定する。 イ及びロ 略 ハ 建築物を移転する場合（ニに掲げる場合を	6	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物の建築、大規模の修繕若し	建築確認申請等手数料	次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（以下この項において「基本額」という。）。ただし、当該建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基ごとに6の2の項に定める金額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規	申請又は通知のとき	床面積の合計は、次に掲げる区分に応じた床面積について算定する。 イ及びロ 略 ハ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若

現 行 条 例					改 正 条 例					
	しくは計画の変更の確認の申請又は通知に対する審査			除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1		くは大規模の模様替に係る計画の確認若しくは計画の変更の確認の申請又は通知に対する審査		則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあっては一の建築物につき、一戸建ての住宅の用途に供する建築物にあっては7,500円、共同住宅又は長屋の用途に供する建築物にあっては30,000円をそれぞれ基本額に加算した額とする。 イ 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 16,000円 （当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあっては、14,000円） ロ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 25,000円（確認の特例の場合にあっては、21,000円） ハ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円（確認の特例の場合にあっては、32,000円） ニ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 51,000円		しくは大規模の模様替をする場合（ニに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1 ニ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

現 行 条 例						改 正 条 例					
									ホ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 82,000円		
						6 の 2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に係る計画の確認若しくは計画の変更の確認の申請又は通知に対する審査	建築設備確認申請等手数料	18,000円（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合は12,000円）	申請又は通知のとき	
7	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に係る計画の確認若しくは計画の変更	工作物確認申請等手数料	13,000円（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合は8,000円）	申請又は通知のとき		7	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に係る計画の確認若しくは計画の変更	工作物確認申請等手数料	17,000円（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合は12,000円）	申請又は通知のとき	

現 行 条 例						改 正 条 例					
	の確認の申請又は通知に対する審査						の確認の申請又は通知に対する審査				
8	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物の工事の完了に係る検査	建築物完了検査手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のときは13,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは16,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは20,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは26,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円	申請又は通知のとき	床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	8	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物の工事の完了に係る検査	建築物完了検査手数料	次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（以下この項において「基本額」という。）。ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては当該昇降機1基ごとに8の3の項に定める金額を基本額に加算した金額とする。 イ 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 20,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあっては、15,000円） ロ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円（検査の特例の場合にあっては、18,000円） ハ 床面積の合計が100平方メ	申請又は通知のとき	床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

現 行 条 例						改 正 条 例					
									一トルを超え200平方メートル以内のもの 32,000円（ <u>検査の特例の場合にあっては、22,000円）</u> ニ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円 ホ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 68,000円		
						<u>8の2</u>	<u>建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</u>	<u>仮使用認定申請手数料</u>	<u>130,000円</u>	<u>申請のとき</u>	
						<u>8の3</u>	<u>建築基準法第87条の4において準用する同法</u>	<u>建築設備完了検査手数料</u>	<u>18,000円</u>	<u>申請又は通知のとき</u>	

現 行 条 例						改 正 条 例					
							<u>第 7 条 第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく建築設備の工事の完了に係る検査</u>			<u>き</u>	
9	建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく工作物の工事の完了に係る検査	工作物完了検査手数料	<u>12,000円</u>	申請又は通知のとき		9	建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく工作物の工事の完了に係る検査	工作物完了検査手数料	<u>14,000円</u>	申請又は通知のとき	
10 ～ 16	略					10 ～ 16	略				
						<u>16 の 2</u>	<u>建築基準法施行令第 13 条の 12 第 6 項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る敷</u>	<u>既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用</u>	<u>70,000円</u>	<u>申請のとき</u>	

現 行 条 例						改 正 条 例					
							地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請に対する審査	除外範囲認定申請手数料			
						<u>16の3</u>	建築基準法施行令第13条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円	申請のとき	
<u>16の2</u>	略					<u>16の4</u>	略				
<u>16の3</u>	略					<u>16の5</u>	略				
<u>16の1</u>	略					<u>16の1</u>	略				

現 行 条 例						改 正 条 例					
<u>4</u>						<u>6</u>					
<u>16</u> <u>の</u> <u>5</u>	略					<u>16</u> <u>の</u> <u>7</u>	略				
<u>16</u> <u>の</u> <u>6</u>	略					<u>16</u> <u>の</u> <u>8</u>	略				
17 ～ 50 の 2	略					17 ～ 50 の 2	略				
51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項から <u>56の項</u> までにおいて「評価機関審査」という。）を	認定申請のとき	略	51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項から <u>55の項</u> までにおいて「評価機関審査」という。）を	認定申請のとき	略

現 行 条 例					改 正 条 例				
			受けた場合にあつては、9,000円 (ロ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円） (ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上10戸以内のもの</u> 118,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円） (ニ) <u>住宅の戸数が11戸以上のもの</u> 164,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円） (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項までにおいて「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略				受けた場合にあつては、9,000円 (ロ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円） (ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上のもの</u> 118,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円） (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から56の項までにおいて「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			(ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上10戸以内のもの</u> 62,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円） (ニ) <u>住宅の戸数が11戸以上のもの</u> 88,600円（評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円） ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 イ(1)(ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ<u>イ(1)(ロ)から(ニ)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</u> (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 <u>イ(2)(ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の</u>				(ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上のもの</u> 62,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円） ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 イ(1)(ロ)及び(ハ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ<u>イ(1)(ロ)及び(ハ)に定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</u> (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 <u>イ(2)(ロ)及び(ハ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数</u>		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)(ロ)から(ニ)までに定める金額に、60,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項から56の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,500円） (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるも				の区分に応じ、それぞれイ(2)(ロ)及び(ハ)に定める金額に、60,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 288,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項から55の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,500円）		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			<u>の 357,000円（判定機 関審査を受けた場合に あつては、23,000円）</u> <u>(2) 当該申請に係る建築物 のエネルギー消費性能が 基準省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に適合してい る旨の認定を申請する場 合 次に掲げる当該申請 に係る1棟の建築物の床 面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平 方メートル以内のもの 118,000円（判定機関 審査を受けた場合にあ つては、14,600円）</u> <u>(ロ) 床面積の合計が300平 方メートルを超えるも の 147,000円（判定機 関審査を受けた場合に あつては、23,000円）</u>						<u>(2) 当該申請に係る建築物 のエネルギー消費性能が 基準省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に適合してい る旨の認定を申請する場 合 118,000円（判定機関 審査を受けた場合にあつ ては、14,600円）</u>		
52	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律（以下こ の項におい て「法」と いう。）第 55条第1項 の規定に基 づく低炭素	低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手 数料	イ 略 ロ 住宅（共同住宅を除く。 ）の用途に供する一の建築 物を単位として変更認定を 申請する場合 次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に 係る1棟の建築物の戸数	変更 認定 申請 のとき	略	52	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律（以下こ の項におい て「法」と いう。）第 55条第1項 の規定に基 づく低炭素	低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手 数料	イ 略 ロ 住宅（共同住宅を除く。 ）の用途に供する一の建築 物を単位として変更認定を 申請する場合 次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に 係る1棟の建築物の戸数	変更 認定 申請 のとき	略

現 行 条 例					改 正 条 例				
	建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略 (ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上10戸以内のもの</u> 70,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円） (ニ) 住宅の戸数が11戸以上<u>のもの</u> 99,800円（<u>評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円</u>） (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略 (ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上10戸以内のもの</u> 42,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円） (ニ) 住宅の戸数が11戸以上<u>のもの</u> 62,000円（<u>評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円</u>）			建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略 (ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上10戸以内のもの</u> 70,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円） (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略 (ハ) 住宅の戸数が<u>6戸以上10戸以内のもの</u> 42,400円（<u>評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円</u>）	

現 行 条 例					改 正 条 例				
			ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 <u>ロ(1)(㊦)から(ニ)までに掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ<u>ロ(1)(㊦)から(ニ)までに定める金額</u>に、70,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額 (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(2)(㊦)から(ニ)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(㊦)から(ニ)までに定める金額</u>に、35,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次				ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 <u>ロ(1)(㊦)及び(ハ)に掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ<u>ロ(1)(㊦)及び(ハ)に定める金額</u>に、70,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額 (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(2)(㊦)及び(ハ)に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(㊦)及び(ハ)に定める金額</u>に、35,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(1) (2)に掲げる以外の場合</u> <u>次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）</u> <u>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）</u> <u>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,800円（判定機関審査を受けた場合に</u>				に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(1) (2)に掲げる以外の場合</u> <u>151,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）</u> <u>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 66,800円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円）</u>		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			あつては、14,600円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)								
53	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	イ 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この項及び57の項において「工場等」という。）以外の用途であつて基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イ(2)並びにロ(1)及び(2)において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞ	交付申請のとき		53	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び56の項において同じ。）の床面積の合計の区分に	申請又は通知のとき	イ 建築物エネルギー消費性能確保計画につき、住宅（共同住宅を除く。）用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、

現 行 条 例					改 正 条 例				
			<u>れ次に定める金額</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>257,000円</u> (ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>322,000円</u> (2) <u>当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>98,800円</u> (ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>125,000円</u> (3) <u>(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>11,000円</u>				<u>応じ、それぞれ次に定める金額</u> (イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> <u>39,000円</u> (ロ) <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> <u>43,600円</u> (2) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> <u>29,300円</u> (ロ) <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> <u>32,400円</u> ロ <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (1) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条</u>	<u>この項の金額の欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</u> ロ <u>建築物エネルギー消費性能確保計画につき、共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の金</u>	

現 行 条 例					改 正 条 例				
			<u>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 18,900円</u> <u>ロ 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 134,000円</u> <u>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 170,000円</u> <u>(2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合</u>				<u>第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 78,300円</u> <u>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 58,100円</u> <u>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この項、次項及び56の項において「工場等」という。）以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 257,000円</u> <u>(2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請</u>	<u>額の欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</u>	

現 行 条 例						改 正 条 例					
			<u>計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>54,900円</u> <u>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>72,200円</u> <u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>11,000円</u> <u>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>18,900円</u>						<u>し、又は計画を通知する場合 98,800円</u> <u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</u>		
						<u>53の2</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</u>	<u>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ</u>	<u>申請又は通知のとき</u>	<u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位と</u>

現 行 条 例						改 正 条 例					
									(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,500円 (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,800円 (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,700円 (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,200円 ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する		して判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれ

現 行 条 例						改 正 条 例					
									場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 44,900円 (2) 当該計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 34,800円 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 134,000円 (2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1		の部分につき、この項の金額の欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。

現 行 条 例						改 正 条 例					
									<u>条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 54,900円</u> <u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</u>		
54	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>(2)に掲げる以外の場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)～(ニ) 略	認定申請のとき	イ及びロ 略 ハ <u>法第35条第2項</u> の規定による申出をする場合には、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。	54	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>(2)及び(3)に掲げる以外の場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)～(ニ) 略 (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (4) <u>住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内の</u>	認定申請のとき	イ及びロ 略 ハ <u>法第30条第2項</u> の規定による申出をする場合には、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例				
				(2) 略 ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (i) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第				もの 30,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円） (ii) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 33,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円） (iii) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 59,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円） (iv) 住宅の戸数が5戸以上のもの 98,800円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円） (3) 略 ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)及び(3)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (i) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第	

現 行 条 例					改 正 条 例				
			2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 <u>イ(1)(ハ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)(ハ)から(ニ)までに定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額</u> (ロ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 <u>イ(1)(ハ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)(ハ)から(ニ)までに定める金額</u>				2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 <u>イ(1)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)(ハ)及び(ニ)に定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額</u> (ロ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 <u>イ(1)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)(ハ)及び(ニ)に定める金額</u> (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合</u> <u>イ(2)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の</u>		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)(ハ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)(ハ)から(ニ)までに定める金額に、39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの				<u>区分に応じ、それぞれイ(2)(ハ)及び(ニ)に定める金額に、59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額</u> (3) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 イ(3)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(3)(ハ)及び(ニ)に定める金額に、39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 <u>258,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u>		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			<u>258,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u> (ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 324,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円）</u> (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u> (ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 126,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円）</u>						(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 100,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u>		
55	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以	建築物エネルギー消費性能向上計	イ 略 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区	変更認定申請のとき	イ及びロ 略 ハ 法第36条第2項において	55	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以	建築物エネルギー消費性能向上計	イ 略 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場	変更認定申請のとき	イ及びロ 略 ハ 法第31条第2項において

現 行 条 例					改 正 条 例				
	下この項において「法」という。 ）<u>第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	画変更認定申請手数料	分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>(2)に掲げる</u>以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)～(ニ) 略	準用する法<u>第35条第2項</u>の規定による申出をする場合には、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。		下この項において「法」という。 ）<u>第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	画変更認定申請手数料	合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>(2)及び(3)に掲げる</u>以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)～(ニ) 略 (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) <u>住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 19,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円） (ロ) <u>住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> 20,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）	準用する法<u>第30条第2項</u>の規定による申出をする場合には、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例				
			(2) 略 ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (4) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第1号に適合している旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(1)(ハ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)(ハ)から(ニ)までに定める金額に、46,000円</u>（評価機関審査を受け				(ハ) <u>住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u> (ニ) <u>住宅の戸数が5戸以上のもの 62,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</u> (3) 略 ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)及び(3)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (4) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第1号に適合している旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(1)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)(ハ)及び(ニ)に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合に</u>		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			た場合にあつては、12,200円)を加えた金額 (㍑) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第2号に適合している旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(1)(㌠)から(㍺)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)(㌠)から(㍺)までに定める金額</u>				あつては、12,200円)を加えた金額 (㍑) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第2号に適合している旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(1)(㌠)及び(㍺)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)(㌠)及び(㍺)に定める金額</u> (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 ロ(2)(㌠)及び(㍺)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(㌠)及び(㍺)に定める金額に、36,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)を加えた金額</u> (3) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合してい		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			る旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(2)(ハ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(ハ)から(ニ)までに定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額</u> ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u> (ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 172,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円）</u> (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ</u>				る旨の変更認定を申請する場合 <u>ロ(3)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(3)(ハ)及び(ニ)に定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額</u> ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 <u>135,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u> (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ</u>		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			<u>(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円（判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u> <u>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円）</u>						<u>(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 56,200円（判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u>		
56	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u>	<u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円（評価機関審査を受けた場合にあ</u>	<u>認定申請のとき</u>	<u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は</u>						

現 行 条 例					改 正 条 例				
			つては、5,600円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるものの 43,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,100円（評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるものの 21,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円) ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の						
				、それぞ れの部分 につきこ の項の第 4 欄のイ 及びハに 規定する 金額を合 計した金 額とする 。 ロ 共同住 宅の用途 に供する 部分及び それ以外 の用途に 供する部 分を有す る一の建 築物を単 位として 認定を申 請する場 合は、そ れぞれの 部分につ きこの項 の第4 欄 のロ及び ハに規定 する金額 を合計し					

現 行 条 例					改 正 条 例				
			場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第 5 条第 3 項第 1 号の住宅については、建築物の床面積の合計。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 78,300 円（評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900 円） (ロ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 130,000 円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900 円） (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)又は基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第 5 条第 3 項第 1 号の住宅については、建築物の床面積の合計。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	た金額とする。					

現 行 条 例					改 正 条 例				
			(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円（評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円） (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 64,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円） ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、10,900円） (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 322,000円（判定機関審査を受けた場合に						

現 行 条 例						改 正 条 例					
			あつては、18,700円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,700円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 125,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円)								
57	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であつて基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部	交付申請のとき		56	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ	交付申請のとき	イ 建築物エネルギー消費性能確保計画につき、住宅（共同住宅を除く。）用途に供する部分及び共同住宅以外の用途

現 行 条 例				改 正 条 例			
	保計画の変更が軽微な変更に関する事項を証明する書面の交付	分に限る。以下この項において同じ。) (エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。ロにおいて同じ。) の床面積の合計について、53の項のロ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 ロ 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、53の項のロ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、53の項のロ(3)(イ)及び(ロ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額			保計画の変更が軽微な変更に関する事項を証明する書面の交付	(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、53の2の項金額の欄イ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、53の2の項金額の欄イ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ロ(1)に	に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 建築物エネルギー消費性能確保計画につき、共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建

現 行 条 例						改 正 条 例					
									掲げる当該手数料の金額 (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ロ(2)に掲げる当該手数料の金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ハ(1)に掲げる当該手数料の金額 (2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ハ(2)に掲げる当該手数料の金額 (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 53の2の項金額の欄ハ(3)に掲げる当		建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。

現 行 条 例						改 正 条 例					
									該手数料の金額		
58	略					57	略				
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。						備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					